

**令和7年度しずおかの食文化×歴史・文化体験コンテンツ創造事業
(インバウンド向け商品開発) 企画運營業務委託仕様書**

1 委託業務の名称

令和7年度しずおかの食文化×歴史・文化体験コンテンツ創造事業
(インバウンド向け商品開発) 企画運營業務

2 委託業務の目的

海外からの旅行者のニーズを捉え、本県の文化資源とりわけ食文化と歴史文化資源を掛け合わせたストーリーを磨き上げて付加価値を増すことで、インバウンド誘客や消費拡大及び満足度向上への貢献を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4 委託業務概要

(1) 時期：

静岡県独自の食文化体験コンテンツ造成：令和7年9月～令和7年10月

コンテンツの商品完成・展開：令和7年11月～令和8年2月

ターゲット国に対するプロモーション：令和7年11月～令和8年2月

(2) 会場：静岡県中部ほか

(3) 必須要件：以下のとおり

- ・ターゲットは、欧米豪及び東アジアとすること
- ・「感動的な食文化体験」をテーマに、ターゲット国のニーズや特性に合わせた静岡県ならではの食文化体験コンテンツを開発すること
- ・コンテンツの制作に当たり、文化施設の関係者や、文化資源に関するコンテンツ企画、制作等を行う静岡県内の団体との連携を図ること
- ・ターゲット国に応じたSNSなどを通じてタビマエ・タビナカでのプロモーションを実施し、コンテンツの紹介および販売促進に取り組むこと
- ・本事業の外国人参加者数や満足度の効果検証を行い、翌年度以降の商品造成や販売促進に繋げること

5 委託業務の内容

委託業務の内容は、準備や効果検証等を含め開催・実施に必要な全ての業務を含むものとする。

(1) 静岡県内の「食文化」資源を活用した企画業務

- ・日本遺産やしずおか遺産を構成する資源、飲食店や古民家、料理教室、商店街などの事業者と連携し、「食文化」資源の活用を企画すること
- ・本県の歴史・文化要素を含んだ会場の候補を提案すること
- ・食材そのものの魅力だけではなく、歴史的背景などの文化要素を交えた活用方

法を企画すること

(2) ニーズに合った食文化体験コンテンツの開発業務

- ・「感動的な食文化体験」をテーマに、場所にとらわれず、ターゲットやテーマに沿った高付加価値な食文化体験を提供するサービスを活用し、「和食」や「静岡県ならではの特産品」をテーマに食文化体験コンテンツを開発・造成すること
- ・(1)で選定した各資源や要素を掛け合わせ、特別感・限定感を演出した高付加価値な食文化体験コンテンツを開発すること
- ・外国人観光客のニーズを反映した上で、本県の食材を活用した食事メニューを作成すること

(3) 海外に向けたプロモーション業務

- ・訪日願望を持つ海外在住者に「日本の食」の魅力を発信するメディアやブログにおいて特集記事・情報を発信すること。
- ・日本への関心が高い層や訪日意向の高いユーザー、会員を抱える訪日メディア（Web+SNS）や、日本の食を中心に情報発信をおこなう Web メディアにおいて記事を掲載し、効果的なプロモーションを実施すること。
- ・掲載数：1 媒体以上・1 記事以上
- ・月間リーチ数を集計し分析すること。

(4) 日本食に特化したプラットフォームでの販売業務

- ・日本各地の食体験・多数の飲食店予約、購入・決済が可能なプラットフォームを通じて、日本滞在中の「食文化体験コンテンツ」を販売すること。
- ・日本の食を中心に情報発信をおこなうプラットフォームにおいて販売環境を整備すること。
- ・海外 OTA・旅行代理店への販売もおこなえる体制を整備すること。
- ・旅行代理店への販売は、販売連携先候補としてオンライン・オフラインともに販売ができる体制を整備すること。

(5) 本事業の効果検証

- ・効果検証における報告書を提出すること
- ・効果検証においては、事業全体及び事業にて実施する各取組が掲げる成果が実際に生まれているかどうかを適切な方法で測り、判定を行うこと

(6) 共通事項

ア 運営体制の確保

- ・商品販売に伴う運営、管理体制を構築し、案内誘導、事故や怪我等のトラブルに対応できるようにしておくこと
- ・連絡調整を緊密に行うために、専属の担当者を置くこと
- ・実施にあたっては、火災、事件、事故、急病、負傷等の危機管理及び緊急時対

応体制を整え、参加者の安全対策を講じること

- ・商品販売に伴い、必要となる会場への事業者の搬出入に係る車両の一時停車、出入り等は受託者が責任を持って管理すること
- ・原則雨天決行とするため、雨天時の対策を検討すること

イ 参加費等

- ・参加者が負担すべき実費は委託費に含まない

ウ 関係機関への手続き

- ・保健所や消防署への届出など、開催に伴い必要となる関係機関への手続きを行うこと

エ 関係者等との調整

- ・会場内の安全確保や、円滑な運営が図れるように業務を遂行するとともに、県やその他の関係団体と十分な調整を図ること

オ 損害賠償

- ・本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと

6 成果物の提出

- ・取り組み状況や写真撮影による全体の様子や効果検証結果を含めた報告書を作成し、委託者へ提出すること（様式任意）
- ・アンケートを実施し、定性的な効果を集計して提出すること
- ・波及効果について可能な限り定量的なデータを取り、分析・報告すること

7 留意事項

- ・本事業について情報発信を行おうとする場合は、「日本博 2.0」事業である旨を表記するとともに、「日本博 2.0」のロゴマークを掲載するものとする。また日本語以外の言語による情報発信を行おうとする場合は、「日本博 2.0」の表記について委託者の指示に従うものとする。
- ・本仕様書の内容については、事業の概要を示したものであり、詳細については、企画提案競技の結果に基づき、委託者と受託候補者による協議のうえ必要な変更を加えて、確定するものとする。